

あしんちゅ
ぐんま足人の会 定款

(名称)

第1条 本会は、ぐんま足人の会（ぐんまあしんちゅのかい）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、群馬県前橋市に置く。

(目的)

第3条 本会は、群馬県の医療者におけるフットケアの知識とスキルの向上をめざす。フットケアは、フットキュア（足の治療）やフットウェア（靴や足装具）と三位一体であり、対象は医師、看護師、理学療法士、作業療法士、薬剤師、管理栄養士、介護支援専門員、介護福祉士、義肢装具士、靴関連業者などが関わるため、多職種、多業種の有機的な連携を強めることも目的となる。さらに、一般市民へ大切な足（脚）を守るための啓発活動を進める。

(活動・事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動や事業を行う。

- (1) 多職種が集合し、知識とスキルを向上させるための勉強会（あしたの足セミナー）
- (2) 足病、フットケアに関連した学術集会への参加をサポート
- (3) 医療機関、介護施設、教育機関などへ、足の重要性を啓発
- (4) 一般市民に対する市民公開講座による啓発
- (5) ウェブサイト、SNS、マーリングリスト等によるネットワークシステムの構築

(会員)

第5条 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 贊助会員 本会の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人および団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、代表世話人が別に定める入会申込書により申し込む。

- 2 代表世話人はその者が前条に掲げる条件に適合すると認める時は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表世話人は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面を以て本人にその

旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第7条 会員は、世話人会において別に定める入会金および会費を納めなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表世話人に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号に該当する時は、退会したものと見做す。

- (1) 本人が死亡した時
- (2) 会費を3年以上納入しない時
- (3) 団体においては、その組織が失われた時

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 2名
 - (3) 監査役 1名
 - (4) 世話人 若干名
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 代表世話人は本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、これに事故ある時または欠席の時は、その職務を代行する。
- 3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当する時は、世話人会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められる時

(世話人会)

第12条 本会に世話人会を置く。

- 2 世話人会は、すべての世話人をもって構成する。

3 世話人会は次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 世話人の職務の執行の監督

(3) 代表、副代表、監査役、世話人の選定および解職

4 世話人会は、通常と臨時の2種とし、臨時世話人会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表世話人が必要と認めたとき

(2) 代表世話人以外の世話人から、会議の目的である事項および招集の理由を示して招集の請求があったとき

5 世話人会は代表世話人が招集する。代表世話人が欠けたときまたは事故あるときは副代表世話人が招集する。

6 世話人会は議事録を作成する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(定款の変更)

第14条 この定款は、世話人会の決議によって変更することができる。

(解散)

第15条 本会は、世話人会の決議により解散する。

(委任)

第16条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、世話人会の決議により代表世話人が別に定める。

代表 岡田 克之（桐生厚生総合病院）住所：群馬県前橋市天川原町1-82-76

副代表 萩原 貴之（済生会前橋病院） 木嶋 千枝（ナースファシリテーターAbeby）

附則 この定款は、令和2年4月1日より施行する。

2 この定款の施行当初、第7条の規定にかかわらず入会金および会費は定めていない。

改訂 この定款は、令和7年4月1日より施行する。